

婚姻で氏が変わった方が、離婚後も、婚姻中に称していた氏を称したい場合に届出してください。
 ※離婚届と同時にこの届出を行わない場合は、婚姻前の氏に戻ります。

離婚の際に称していた氏を称する届
 (戸籍法77条の2の届)
 令和 年 月 日届出
福岡県糟屋郡宇美町 長 殿

第 送付 令和 年 月 日
 第 書類調査 戸籍記載 記載

・届出期間は離婚届と同時または3か月以内です。
 ・3か月を経過した場合は、家庭裁判所の許可を得て「戸籍法107条1項の氏変更届」が必要になります。
 ・この届出をした後、婚姻前の氏に戻りたい場合も家庭裁判所の許可を得て「戸籍法107条1項の氏変更届」が必要になります。
 ※家庭裁判所の許可は必ず得られるものではありません。

(1)	(よみかた) 離婚の際に称していた氏を称する人の氏名	現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは へいわ みらい 氏 名 平和 未来	昭和49年 9 月 4 日生
(2)	住 所 (住民登録をして)いるところ	福岡県糟屋郡宇美町平和1丁目1番2号	
(3)	本 籍	(離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍) 福岡県糟屋郡宇美町平和1丁目1 番地	
	筆頭者の氏名	平和 図書	
	(よみかた) 氏	変更前 (現在称している氏) 平和	変更後 (離婚の際に称していた氏) へいわ 平和
	離婚年月日	令和5年 1 月 1 日	
(6)	離婚の際に称していた氏を称した後の本籍	((3)欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がいない場合には記載する必要はありません) 福岡県糟屋郡宇美町平和1丁目1 番地	
	筆頭者の氏名	平和 未来	
(8)	届出人署名 (※押印は任意) (変更前の氏名)	平和 未来 印	

離婚届と同時に届出しない場合は婚姻前の氏(現在の氏)を記入してください。

離婚届と同時に届出しない場合で
 ①すでに届出人が筆頭者で同籍者がいない場合は記入しません。
 ②婚姻前の親の戸籍に戻っている場合は新戸籍ができますので、記入してください。

【協議離婚】離婚届の届出日
 【裁判離婚】
 ・調停成立の日
 ・和解成立の日
 ・請求の承諾の日
 ・審判、判決の確定の日

・離婚で復氏する本人。
 ・離婚届と同時に届出しない場合は婚姻前の氏(現在の氏)を記入してください。
 ・押印は任意です。

連絡先 電話 **092 (932) 1111**
 自宅・勤務先〔 〕・携帯